

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「カドミウム」、「トリクロロエチレン」について、「土壌の汚染に係る環境基準」および「土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の基準値」が見直し(強化)されます。(施行日:令和3年4月1日)

【土壌の汚染に係る環境基準】

①カドミウム

見直し(強化)後	現行
0.003mg/L以下 ^(※)	0.01mg/L以下
農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下	農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下

(※)汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、現状において当該地下水中の濃度が地下水1Lにつき0.003mgを超えていない場合には、検液1Lにつき0.009mg

②トリクロロエチレン

見直し(強化)後	現行
0.01mg/L以下	0.03mg/L以下

【土壌汚染対策法に基づく特定有害物質】

①カドミウム及びその化合物

基準の種類	見直し(強化)後	現行
土壌溶出量基準	0.003mg/L以下	0.01mg/L以下
土壌含有量基準	45mg/kg以下	150mg/kg以下
地下水基準	0.003mg/L以下	0.01mg/L以下
第二溶出量基準	0.09mg/L以下	0.3mg/L以下

②トリクロロエチレン

基準の種類	見直し(強化)後	現行
土壌溶出量基準	0.01mg/L以下	0.03mg/L以下
地下水基準	0.01mg/L以下	0.03mg/L以下
第二溶出量基準	0.1mg/L以下	0.3mg/L以下

土壌汚染対策法に基づく調査以外にも、自主的な土壌汚染調査も承ります。下記担当者までお気軽にご連絡下さい。

分析部 入野一人(土壌汚染調査技術管理者)
 調査部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 背景

平成23年10月27日に「カドミウム」が「公共用水域の水質汚濁に係る人の健康保護に関する環境基準(以下「水質環境基準」)」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準(以下「地下水環境基準」)」に追加及び基準値の変更、「トリクロロエチレン」においては平成23年4月1日に「水道水質基準」、平成26年11月17日に「水質環境基準」及びの「地下水環境基準」変更が行われました(下表参照)。

これを受けこれら2物質について、今回改正が行われることとなりました。

【関連基準の設定状況】

①カドミウム

基準の種類	基準値	改正施行(公布)日
水道水質基準	0.003mg/L以下	平成22年4月1日
水質環境基準	0.003mg/L以下	平成23年10月27日
地下水環境基準	0.003mg/L以下	平成23年10月27日
土壤環境基準	0.01mg/L以下	平成3年8月23日
	0.003mg/L以下	令和3年4月1日
土壤環境基準 (農用地)	米1kgにつき0.4mg以下	平成22年6月16日

②トリクロロエチレン

基準の種類	基準値	改正施行(公布)日
水道水質基準	0.01mg/L以下	平成23年4月1日
水質環境基準	0.01mg/L以下	平成26年11月17日
地下水環境基準	0.01mg/L以下	平成26年11月17日
土壤環境基準	0.03mg/L以下	平成3年8月23日
	0.01mg/L以下	令和3年4月1日

2. 土壤汚染対策法施行規則改正に伴う経過措置

令和3年4月1日以前に「以下」が行われている場合には、改正前の基準が適用されます。

1) 第3条第1項の有害物質使用特定施設の廃止をした者

(ただし書の確認を受けている土地について、改正施行後に第3条第1項のただし書の確認を取り消しを受けた場合、又は第3条第8項の調査命令を受けた場合は改正後の基準が適用されます。)

2) 第3条第8項の調査命令

3) 第4条第2項の届出をした者

4) 第5条第1項の調査命令を受けた者

5) 第14条第1項の申請をした者

6) 第7条第1項に基づく要措置区域における措置の実施の指示を受けた者

7) 第16条第1項の認定の申請をした者